

第4章-② 教育内容・方法・成果

(修士課程・博士課程・専門職学位課程)

表1 大学院における学位授与の状況（過去3年間）

区分	2009年度		2010年度		2011年度	
	修了予定者数	学位授与者数	修了予定者数	学位授与者数	修了予定者数	学位授与者数
修士・博士前期	658	563	630	520	630	520
専門職学位	432	408	408	352		
博士(課程)	194	50	184	32	172	32
博士(論文)		11		12		16

*修了予定者数は当年度5月1日付の在籍者数

表2 大学院（修士・博士前期・専門職学位）の就職・進学状況（過去3年間）

	進路		2009年度	2010年度	2011年度
大学院 博士前期 (文系)	就職	民間企業	105 (66)	79 (32)	126 (50)
		官公庁	9 (7)	8 (3)	12 (4)
		教員	8 (3)	12 (7)	9 (4)
	進学	自大学院	34 (20)	25 (10)	31 (10)
		他大学院	5 (4)	1 (0)	2 (2)
		その他	6 (2)	5 (1)	0 (0)
	その他の		410 (109)	408 (120)	429 (132)
合計			575 (152)	538 (173)	609 (202)
大学院 博士前期 (理系)	就職	民間企業	306 (25)	278 (31)	438 (33)
		官公庁	7 (3)	7 (1)	5 (0)
		教員	8 (2)	9 (3)	8 (1)
	進学	自大学院	17 (2)	19 (5)	13 (2)
		他大学院	0 (0)	0 (0)	1 (0)
		その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他の		14 (3)	42 (9)	50 (8)
	合計		379 (43)	355 (49)	515 (44)

注1)「その他」欄は、当該学部の各年度の卒業者のうち、就職・進学のいずれにも該当しないもの。

注2) 括弧内は女子で内数

全学報告書

表3 大学院（博士後期）の就職・進学状況（過去3年間）

	進 路		2009年度	2010年度	2011年度
大学院 後期 (文系)	就職	民間企業	3 (0)	3 (3)	3 (1)
		官公庁	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		教員	16 (9)	6 (3)	7 (2)
	進学	自大学院	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		他大学院	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他		12 (3)	10 (3)	5 (1)
	合 計		31 (12)	19 (9)	15 (4)
大学院 後期 (理系)	就職	民間企業	14 (3)	9 (0)	6 (2)
		官公庁	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		教員	1 (0)	2 (2)	4 (0)
	進学	自大学院	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		他大学院	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他		5 (2)	2 (0)	7 (2)
	合 計		19 (5)	13 (2)	17 (4)

注1)「その他」欄は、当該学部の各年度の卒業者のうち、就職・進学のいずれにも該当しないもの。

注2) 括弧内は女子で内数

表4－1 大学院（博士課程・修士課程）の教育改革の状況（C O E, G P等の採択）

プログラム名（採択年度）	本学取組名称〔実施組織〕
魅力ある大学院教育イニシアティブ (2005年度)	社会との関わりを重視したM T S 数理科学教育
組織的な大学院教育改革推進プログラム (2007年度)	社会に数理科学を発信する次世代型人材創発 〔理工学研究科基礎理工学専攻数学系〕
組織的な大学院教育改革推進プログラム (2007年度)	数理生命科学融合教育コンソーシアムの形成〔理工学研究科基礎理工学専攻数学系〕－広島大学大学院理学研究科数理分子生命理学専攻との共同申請
組織的な大学院教育改革推進プログラム (2008年度)	複眼的日本古代学研究の人材育成プログラム 〔文学研究科史学専攻・日本文学専攻〕
グローバルC O Eプログラム (2008年度)	現象数理学の形成と発展 〔先端数理科学インスティテュート (MIMS)〕
組織的な大学院教育改革推進プログラム (2009年度)	危機管理行政の研究・実務を担う人材の育成 〔政治経済学研究科政治学専攻〕

表4－2 専門職大学院の教育改革の状況（C O E, G P等の採択）

プログラム名（採択年度）	本学取組名称〔実施組織〕
平成17年度法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム	会計大学院教育課程の国際水準への向上 「会計専門職研究科」（他大学8校との共同申請）
平成18年度大学教育の国際化推進プログラム（海外先進教育実践支援）	国際的会計専門職業人養成プログラムの開発 「会計専門職研究科」
平成19年度サービス・イノベーション人材育成推進プログラム	サービス・イノベーションの真髄を把握し、活用する人材育成プロジェクト「グローバル・ビジネス研究科」
平成19年度専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム	全国法曹キャリアプラットフォーム 「法科大学院」
平成20年度専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム	グローバル化に対応した法曹養成プログラム 「法科大学院」（中央大学・琉球大学共同）

表5 連携大学院協定の締結

連携先機関
N T T 物性科学基礎研究所
独立行政法人海洋研究開発機構
独立行政法人産業技術総合研究所
三菱化学メディエンス株式会社

[IV-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針]

1 目的・目標

(1) 目的・目標

大学院の設置目的は、学校教育法第99条に「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」とあり、知識基盤社会において、学術・研究の高度化を推進し、グローバル化した社会の諸問題を解決に導く優れた研究者・高度専門職業人等、社会の幅広い分野で活躍する人材を育成することを目的としている。本大学院においても、大学院学則第2条第1項に「本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性の求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養い、文化の発展に寄与することを目的とする」と規定し、第3条第2項及び第3項において、各課程の目的を次のとおり規定している。(資料4-1-1院)

<博士前期課程・修士課程> 広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うものとする。

<博士後期課程> 専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

<専門職学位課程>

学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこととするものは専門職大学院としているが、専門職大学院学則においても、第2条に「明治大学専門職大学院（以下「本専門職大学院」という。）は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこととする。」と定めている。

また、法科大学院学則においても、第2条に「明治大学法科大学院（以下「本法科大学院」という。）は、法曹としてふさわしい豊かな人間性と高い倫理観及び創造的な思考力を涵養するとともに、幅広い教養と専門的な法知識を教授し、並びに法的諸問題を解決するための能力向上に必要な実践的教育を施すことにより、社会的、国際的に活躍し得る優れた資質と能力を有する法曹を養成することを目的とする。」と定めている。

(2) 教育目標

上記の大学院設置目的を受け、各研究科・専攻においては、教育理念のもとにこれをさらに具体化し、人材養成その他教育研究上の目的を定め、大学院学則別表4に規定している。

また、各研究科の教育目的に従い、コース・専修の設置や系列区分の明示など、特色を活かした教育を適切に実施することにより、社会の要請に応える人材を育成することを教育目標とする。

専門職大学院各研究科における専攻ごとの人材養成その他の教育研究上の目的についても、別表3に定めている。

(3) 学位授与方針

大学院の重要な機能は、高度な教育研究により、知識基盤社会において、社会の幅広い分野で活躍できる優れた若手研究者・高度専門職業人を養成することにある。この大学院の教育目的・目標を達成するため、各研究科では人材養成その他教育研究上の目的に則した学位授与方針を定め、その方針に基づき学位を授与する。また、本大学院の教育研究の質を保証するため、グローバル・スタンダードに対応した学位を授与する。

専門職各研究科単位で専門職大学院学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、ホームページ（資料4-1-2院）、ガイドブック（資料4-1-3院）などで周知を行っている。

(4) 教育課程の編成・実施方針

課程制大学院の趣旨に基づき、社会の幅広い分野で活躍する人材を育成し、大学院の教育目的・目標を達成するため、組織的な教育研究を展開する。各研究科では、人材養成その他教育研究上の目的を達成するため、講義・演習・実験・実習等必要な科目を配置し、適切なカリキュラム編成を実施し、指導体制を構築する。

専門職各研究科単位で教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、ホームページ（資料4-1-4院）、ガイドブックなどで周知を行っている。

2 現状（2011年度の実績）

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

① 修士課程・博士課程・専門職大学院課程の教育目標、学位授与方針の明示

○ 博士前期課程・修士課程

各研究科において、修博士学位取得のためのガイドラインを定め、新年度ガイダンスでの周知をはじめ、大学院便覧・ホームページ等で公開している。ガイドラインには、学位請求の要件、入学から修了に至るプロセス、学位論文に求められる要件、審査概要等が明示されている。あわせて、学位授与方針を定め、ホームページ・ガイドブック・入試要項での公開を行った。

○ 博士後期課程

各研究科において、博士（課程博士）学位取得のためのガイドラインを定め、新年度ガイダンスでの周知をはじめ、大学院便覧・ホームページ等で公開している。ガイドラインには、学位請求の要件、入学から修了に至るプロセス、学位論文に求められる要件、審査概要等が明示されている。あわせて、学位授与方針を定め、ホームページ・ガイドブック・入試要項での公開を行った。

○ 専門職学位課程

法科大学院では、2010年度に入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）（資料4-1-5院）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）（資料4-1-6院）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）（資料4-1-7院）を一括して見直し、教授会及び学部長会審議を経て制定した。専門職大学院についても、2010年度中に制定し、ホームページ（資料4-1-8院、4-1-9院、4-1-10院）、ガイドブック（資料4-1-11院）などで周知を行っている。

② 教育目標と学位授与方針との整合性

各研究科においては、研究科・専攻の教育目標を達成するため、人材養成その他教育研究上の目的に沿った学位授与方針を定めており、整合性が保たれている。

法科大学院では、2010年度に、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を一括して見直す際に、教育目標との整合に配慮している。

③ 修得すべき学習成果の明示

○ 博士前期課程・修士課程

各研究科・専攻の人材養成その他教育研究上の目的及び学位（修士・博士）取得のためのガイドラインを定めており、修了要件（修得必要単位や学位論文）については明確になっている。しかし、修了までに修得すべき学習成果を具体的に明示しているとは必ずしもいえない。

○ 博士後期課程

博士後期課程においては、指導教員による研究指導が中心であり、単位修得を要件としている研究科もある。関連分野を含めた幅広い知識を持った研究者を育成する観点からも、博士後期課程におけるコースワークの充実、複数指導体制等とあわせて検討すべき課題である。

○ 専門職学位課程

法科大学院及び専門職大学院各研究科では、学位授与方針に「目指すべき人材像」と「そのための具体的な到達目標」を明示しており、そのなかに修得すべき学習成果も明示している。

④ 学位授与の現況

大学院における学位授与の状況は表1のとおりである。近年、大学院教育改革の進展により、人文・社会科学系において博士学位授与者数は増加傾向にあり、課程制大学院の趣旨が浸透しつつある。今後は、標準修業年限内での学位授与のための教育研究体制についてさらに検討を重ねる必要がある。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

① 大学院の設置目的

○ 博士課程・修士課程

大学院の設置目的は、学術・研究の高度化を推進し、科学及び文化の発展に寄与し、高度化・複雑化した現代社会の諸問題に対し、問題解決能力を持つ優れた研究者・高度専門職業人等、社会の幅広い分野で活躍する人材を養成することにある。各研究科は、より具体的な教育研究上の目的について、大学院学則（別表4）に規定している。

○ 専門職学位課程

法科大学院の設置目的は、法科大学院学則第2条1項において「法曹としてふさわしい豊かな人間性と高い倫理観及び創造的な思考力を涵養するとともに、幅広い教養と専門的な法知識を教授し、並びに法的諸問題を解決するための能力向上に必要な実践的教育を施すことにより、社会的、国際的に活躍し得る優れた資質と能力を有する法曹を養成すること

とを目的とする」と規定されている。

専門職大学院の設置目的は、専門職大学院学則2条1項において「高度の専門性の求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養い、文化の発展に寄与することを目的とする」と規定されている。

(2) 教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

○ 博士課程・修士課程

各研究科は、教育目標・学位授与方針を実現するための「教育課程編成実施方針」を定めている。同方針は、大学院の便覧・ホームページ・ガイドブック等で明示されている。

○ 専門職学位課程

法科大学院では、2010年度に、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を一括して見直す際に、教育目標、教育課程編成・実施方針及び学位授与方針との整合に配慮した。また、これらは2011年度の便覧、シラバス、ガイドブック及びホームページ等で公開し、周知している。

ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科及び会計専門職研究科では、学位授与に関わる基準及び審査手続等は、明治大学専門職大学院学則及び明治大学学位規程において明確に規定され、学生に周知されている。また、2010年度に、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、各研究科の便覧やガイドブック等に詳細に記載されている。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

① 周知方法と有効性

○ 博士課程・修士課程

各研究科の教育目標（教育研究上の目的）は、大学院の便覧・ガイドブック・ホームページ・学生募集要項（入試要項）等に掲載し、大学構成員に周知することはもとより、社会に広く公表している。教職員への周知の有効性については、各研究科委員会・大学院委員会で検討・承認のうえ定めており、制定当初は、十分周知・共有されていたが、時間の経過とともに認識が薄れつつある。新規に大学院を担当する教員への周知方法等、FDの一環として検討する必要がある。学生への周知の有効性については、学生募集要項やガイドブック・ホームページに掲載することにより、入学前から周知するよう配慮し、有効に機能している。

○ 専門職学位課程

法科大学院では、従来から便覧、シラバス、ガイドブック及びホームページ等で教育目標、教育課程編成・実施方針、学位授与方針等を公開し、周知していたが、2010年度に行われた見直しを反映して、2011年度からは新たなものを掲載した。また、ガイダンスを通じて周知を図っている。

ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科及び会計専門職研究科では、学位授与に関わる基準及び審査手続等は、明治大学専門職大学院学則及び明治大学学位規程において明確に規定されおり、加えて各研究科単位で教育課程編成・実施方針（カリキュラム・

ポリシー）及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、ホームページ、ガイドブックなどで周知を行うとともに、年度毎にガイダンスを実施することにより、何度も周知を行っている。

② 社会への公表方法

○ 博士課程・修士課程

各研究科の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、大学院ガイドブック・ホームページ・学生募集要項（入試要項）等に掲載し、社会に広く公表されている。ホームページでの公表は有効的な手段であり、グローバル社会に対応した多言語での情報発信の充実に今後努める必要がある。

○ 専門職学位課程

法科大学院では、ガイドブック及びホームページ等で教育目標、教育課程編成・実施方針、学位授与方針等を公開し、周知していたが、2010年度に行われた見直しを反映して、2011年度からは新たなものを掲載した。

ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科及び会計専門職研究科では、学位授与に関わる基準及び審査手続等は、明治大学専門職大学院学則及び明治大学学位規程において明確に規定され、学生に周知されている。また、単位修得要件と修了要件も、本研究科の便覧やガイドブック等に詳細に記載され、社会にも周知されている。また、専門職大学院では、各研究科単位で教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、ホームページ、ガイドブックなどで周知を行うとともに、年度毎にガイダンスを実施することにより、何度も周知を行っている。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

○ 博士課程・修士課程

各方針等が整備された後、毎年度、自己点検・評価において検証を行っている。自己点検・評価の結果は、それぞれの当該機関・部署において改善・改革を図り、全学的な問題点・課題については、関連する機関・部署で改善・改革を図っている。改善・改革に関し、必要な財源については、本学の予算審議過程において学長から理事長に提出される『教育・研究に関する年度計画書』の作成過程において、慎重な審議が行われる。

○ 専門職学位課程

法科大学院では、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について、自己点検・評価のほか、FD活動や教育等常置委員会、教務等常置委員会などの議論を通じて、検討を行っている。2010年度には、入学者の受入方針、教育課程編成・実施方針、学位授与方針を一括して見直した。

ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科及び会計専門職研究科では、教育目標（人材養成その他の教育研究上の目的）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）の適切性については、教授会でのFD活動及び毎年のカリキュラムの再編成に反映させるよう、教授会及びFD委員会、会計専門職研究科では更にカリキュラム検討委員会等における十分な議論と情報共有のもと

に質の確保への改善・向上が企画されている。

3 評価

以上の各点検・評価項目の現状説明について、以下の視点によって、「大学基準」及び本学の掲げる目的・目標の充足状況を評価するとともに、効果が上がっている事項、改善すべき事項として明らかになった事項を記述する。

- ① 学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は連関しているか。
- ② 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、大学構成員に周知され、社会に公表されているか。
- ③ 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を検証するにあたり、責任主体、権限、手続きを明確にし、定期的に適切な検証はどのように行われているか。

(1) 効果が上がっている点

- ・ 大学院便覧や各研究科のホームページ等において、「学位授与方針」及び「博士学位（課程博士）・修士学位取得のためのガイドライン」を掲載することにより周知を図っている。これにより、学位取得のためのプロセスが明示され、円滑な学位授与が促進されている。
- ・ 文部科学省「組織的な大学院教育改革推進プログラム」（大学院G P）採択や本大学院独自の学内G P制度の導入などにより、大学院教育改革を推進している。
- ・ 自己点検・評価委員会等の努力により、評価報告書が充実してきている。「現状→長所・問題点→改善方策」の点検・評価の流れが少しづつ浸透しつつある。

(2) 改善すべき点

- ・ 課程制大学院の趣旨に沿い、特に人文学系、社会科学系研究科において、標準修業年限内の学位授与を促進する必要がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ 大学院G P等における取り組み成果を踏まえ、標準修業年限内の学位授与を促進する方策を検討する。
- ・ 各研究科の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針が、社会の要請に適合したものであるか継続的な検証を行っていく。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・ 各研究科の教育研究の現状を点検し、学生受け入れ方針、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について検証、見直しを適切に行う体制を構築する。

5 根拠資料

資料4－1－1院 大学院学則

資料4－1－2院 各研究科ディプロマ・ポリシー

<http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/degree/index.html>

全学報告書

資料4－1－3院 大学院ガイドブック（例：法学部23頁）

資料4－1－4院 各研究科カリキュラム・ポリシー

http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/class/graduate_cp.html

資料4－1－5院 法科大学院アドミッション・ポリシー

http://www.meiji.ac.jp/laws/policy/law_ap.html

資料4－1－6院 法科大学院カリキュラム・ポリシー

http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/class/law_cp.html

資料4－1－7院 法科大学院ディプロマ・ポリシー

http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/degree/law_dp.html

資料4－1－8院 専門職大学院各研究科アドミッション・ポリシー

http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/student/professional_ap.html

資料4－1－9院 専門職大学院各研究科カリキュラム・ポリシー

http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/class/professional_cp.html

資料4－1－10院 専門職大学院各研究科ディプロマ・ポリシー

http://www.meiji.ac.jp/koho/disclosure/degree/professional_dp.html

資料4－1－11院 専門職大学院各研究科ガイドブック

[IV－2 教育課程・教育内容]

1 目的・目標

博士課程・修士課程では、各研究科の人材養成その他教育研究上の目的にそったカリキュラム編成、教員組織のもと、高度な教育研究を実施し、社会の幅広い分野で活躍できる優れた人材を育成することを目標としている。

法科大学院は、法曹養成に特化した専門職大学院であり、その修了生にのみ新司法試験の受験資格が与えられる。本法科大学院は、このような国家的使命の一翼を担うとともに、本学の建学の精神である「権利自由」「独立自治」という教育理念を現代的に受け止め、「『個』を大切にする法曹」「人権を尊重する法曹」を養成することを目的としている。

ガバナンス研究科は、公共政策学の研究と教育を通して、地域住民と自治体による政策創造を支援する高度な専門知識と国際的な視野を備えた高度専門職業人を育成することを目的とする。

グローバル・ビジネス研究科では、ビジネスプロフェッショナルを目指す社会人の人材高度化教育基盤として、企業の価値創造活動に貢献することを目的としている。

会計専門職研究科では、会計専門職業人としてのニーズに的確に応えうる人材を育成することを教育の理念に掲げ、専門知識や技能の習得だけでなく、高い職業的価値観と職業倫理に根ざした論理的思考力及び判断力を有する人材を輩出することをもって社会に貢献することを設立目的としている。

2 現状（2011年度の実績）

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

① 必要な授業科目の開設状況

○ 修士課程・博士前期課程

各研究科の人材養成その他教育研究上の目的に従い、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる学力を養うべく、体系的なカリキュラムが編成されている。各研究科は、恒常的にカリキュラムの見直しを行うシステムが整備されており、適切にカリキュラム改革が実施されている。

また、各研究科のカリキュラムを補完し、国際的・学際的分野や研究成果の英語による発信能力を涵養することを目的として、研究科間共通科目を設置し、特色ある教育を展開している。

○ 博士後期課程

研究者養成を主目的とし、研究指導を中心としたカリキュラムを編成している。

また、グローバルCOEや大学院G Pなどによる高度な教育研究成果を大学院教育に広く活用するため、プロジェクト系科目を研究科横断的に設置し、教育と研究の融合を図っている。(表4-1)

○ 専門職学位課程

法科大学院では、カリキュラムは、①法曹としての実務に必要な公法系・民事法系・刑事法系の「法律基本科目」を、同様に、②主として法律実務の基礎的素養を涵養する「実務基礎科目」、③多様な実定法の学識を修得するための「展開・先端科目」、さらに、④基礎法学や隣接領域について「基礎法学・隣接科目」を、それぞれ1年次から3年次にわたりて体系的に配置している。教育方法について、授業は、講義形式、演習形式、実践形式(法文書作成、模擬裁判など)に応じて、少人数、双方向多方向授業方式で行われている。特に、同一科目を複数の教員が担当する科目においては、教員同士が相互に密接な連携を図りつつ教育に当たる「チームによる教育」の手法がとられ、成果を上げている。

ガバナンス研究科では、公共政策の形成・展開過程に即して、院生に分かりやすく、また政策創造能力・政策実施能力・政策評価能力が涵養されるようカリキュラムが編成されている。長所として、多様なカリキュラムとともに、学生の多くが社会経験の多様性を背景に進学してきた者から構成されるため、視点・論点について多様な議論・提言が授業の中で活発に行われている。

グローバル・ビジネス研究科では、経営の機能分野のほとんどすべてを網羅する多様な科目(ファイナンス、グローバル複合、リアルエステート、マネジメント、アカウンティング、マーケティングの6領域の各々の要請を満たす多種類の科目)を揃え、かつ、その中から学生が想定するキャリアパスに応じて専門的な科目を選択できるようにカリキュラムが設定されている。

会計専門職研究科では、教育目標を達成するために、設置科目を、財務会計系、国際会計系、管理会計系、監査系、企業法系、租税法系、経営・ファイナンス系の7系列および

共通科目に編成し、かつ、それぞれの系内において配置される科目を「基本科目」、「発展科目」および「応用実践科目」に分類し教授することで、学生のニーズと学力レベルに適合し、体系的かつ段階的にバランスの取れた履修を可能にしている。「基本科目」は各系の基礎固めを行うための科目群で、「○○の原理」等の科目を多く配し、学生の基本的な理解を促すように配慮している。「発展科目」は、「基本科目」を踏まえたうえでより高度な専門知識と技能を学ぶ科目群で、各系に「○○Ⅰ」、「○○Ⅱ」等の科目をそろえている。これらは、系ごとにより深くかつ幅広く学ぶ科目群である。「応用実践科目」は最先端の学識を学ぶもので、講義科目として「基本科目」と「発展科目」のうえに立脚する応用実践的な科目や、演習科目として「ケーススタディ」、「論文指導Ⅰ」および「論文指導Ⅱ」を配して、学生のよりいっそうの要望に応えている。

② 順次性のある授業科目の体系的配置

○ 修士課程・博士前期課程における学士課程における教育内容との関係

各研究科で本学学部在籍者を対象とした学内選考入学試験を実施しており、また、学部在籍時における研究科設置科目の「先取り履修制度」や大学院入学後の学部設置科目の履修制度など、学部教育との連携を図っている。特に、理工学研究科では、学部・大学院6年一貫教育を推進し、学部との連携を強化してきた。

さらに、付属高校特別進学指導講座への参加により、早期に大学院に関する情報を提供し、勉学に対する動機付けを行い、大学院進学希望者の拡大を図っている。

なお、学内外から優秀な学生を確保するため、研究科合同進学相談会を実施するとともに、各研究科においても、独自の説明会・相談会を積極的に実施している。

○ 博士後期課程における修士課程・博士前期課程の教育内容との接続

博士後期課程においては、博士前期課程・修士課程において修得した基礎能力・学識を土台とし、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことができるよう、研究指導を中心としたカリキュラムを編成している。

○ 専門職学位課程における前提となる教育内容との接続

法科大学院では、社会経験の多様性を背景に進学してきた者に対応して多様なカリキュラムが設置されている。標準修業年限である3年制の未修者コースと1年短縮された2年制の既修者コースを設置している。

ガバナンス研究科のカリキュラムは、政治学・行政学を中心としており、社会人にとっては、学部における学位課程と一致することはないとしても、その職務内容（議員・公務員）において、政治学・行政学の基礎的素養・問題意識に欠けることはまずなく、社会経験があり、問題意識をもって入学する者にあっては、公共政策学の習得に欠けることはない。ただし、法学・財政学等は、専門性が高いため他学部出身者にとっては、一般的な習得が難しい面があるが、公共政策学の一つとして、法学・財政学を学ぶのであるので、教材・教育方法を工夫することで習得を目指すことができる。

グローバル・ビジネス研究科では、基礎科目を最低6単位取得することを修了要件の一つとしており、これにより院生がビジネスにおける必要な知識の習得を促すとともに、2012

年度より 6 領域を全て網羅するオムニバス形式の科目「MBA基礎論」を新設した。右科目においては、履修年次を 1 年次とすることで、院生が MBA における基礎知識を早期に修得することで、その後の学習効果を上げる仕組みつくりを行っている。

会計専門職研究科は、入学前の早期にガイダンスを実施して、入学後の授業内容や履修モデル等について説明を行っている。そして、入学直前の 2 月～3 月には、「入学前基礎講座」と称して入学前教育を実施し、簿記・原価計算等の基本科目の学力の向上を図っている。学期始めである 4 月と 9 月に、一斉に計算力確認統一試験を行い、全学生の学力を測定し、履修指導等に活かしている。また、正規の授業とは別に、教育補助講師による「演習補講」の講義を週 4 コマ行っている。教育補助講師任用資格は、博士の学位を有している者等となっており、一定の能力と基準を満たしている。

③ コースワークとリサーチワークのバランス

博士課程・修士課程では、体系的なカリキュラム編成による科目履修を中心としたコースワークと指導教員による論文執筆、実験、研究調査活動等の研究指導を中心としたリサーチワークを有機的に結び付けることにより、研究者又は高度専門職業人として必要な能力を育成している。

ガバナンス研究科では、学問領域として政治行政、経済財政、法律の 3 分野を設置し、それらの具体的な現状を把握、理解するための政策研究科目を豊富に設置しており、コースワークとリサーチワークのバランスを図っている。

グローバル・ビジネス研究科では、科目の内容に応じてケース・スタディーを多数設け、そのバランスを図っている。

会計専門職研究科の授業は、科目の特徴に応じて講義形式と演習形式に区別し、半期履修制の導入により学生の習熟度を早期かつ段階的に把握して学習効果をより高める工夫をしている。講義形式の授業は 1 クラス 20 名～40 名で編成し、少人数によるきめ細かい指導を行っている。演習形式の授業（各系に配置された「ケーススタディー」、「論文指導Ⅰ」および「論文指導Ⅱ」）のうちの「ケーススタディー」は、1 クラス最大 20 名で教員と学生の双方向による授業を行っている。ケーススタディでは教育方法としてのケースメソッドに基づく事例を通した分析力と討議力、およびプレゼンテーション能力の涵養と向上を図っている。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

① 専門分野の高度化に対応した教育内容の提供（修士課程・博士課程）

大学院の授業形態は研究指導をはじめとして少人数の講義・演習形式が中心であるが、研究科・専攻によっては、その教育研究内容の特性から、実験・実習科目等が設置されている。これらの科目は、各研究科・専攻の教育研究上の目的にそって適切に配置されており、研究者及び高度専門職業人の養成にふさわしい内容となっている。各研究科のカリキュラムや研究科間共通科目は大学院学則別表 1、1 の 2、1 の 3 で定めており、それらの授業科目の単位計算については、大学院学則第 23 条の定めるところにより、適正に運用されている。

一部の研究科では、認証評価において、研究科としての特徴が希薄であり、独自の創造的なプロジェクトの推進が望まれる、「研究者養成コース」と「専修コース」の違いを明

確にするべき、必須となる領域の科目不足、教員により指導を受け持つ大学院学生の人数に多寡があること等、教育課程、指導体制の見直しを求める指摘もあった。

現在、大学院教育改革を積極的に進めているところであり、領域横断・文理融合による教育研究が推進されている。高度な研究と大学院教育との連携を目的として設置している研究科横断科目「プロジェクト系科目」の充実や研究科間共通科目の充実、さらには大学院学内G P制度の新設により大学院教育研究の強化を図っている。

② 社会人・留学生に配慮した教育内容の提供（修士・博士課程）

各研究科とも社会人や留学生など多様な学生を積極的に受入れ、それぞれのニーズに対応した教育を提供するよう配慮している。社会人学生のニーズに応えるため、研究と実務に卓越した教員を配置して高度専門職業人教育を実施している。特に経営学研究科では、マネジメントコースを設置し、実務で培った知識を理論的に掘り下げる「実学」に重点を置いた教育を展開している。このマネジメントコースにおいては、2008年度から、全国社会保険労務士会連合会との協定に基づく現職の社会保険労務士を受入れ、経営労務プログラムを実施している。また、近年、社会人として、博士学位取得を目指す大学院生が増える傾向があり、こうした社会人大学院生の履修に配慮し、土曜・夜間開講を実施している。

また、大学院全体として国際化を推進するため、研究科間共通科目に英語による授業科目を開講し、国際社会の諸問題等をテーマとして、研究科を超えた多様な国の留学生と日本人学生による合同の授業を展開している。

留学生の増加に伴い、就学上の支援が重要な課題となってきている。国費留学生や交換留学生に対しては、チューター制度により、教育のみならず日本文化を理解する手助けを実施しているが、さらに対象範囲を拡大する必要性や日本語・英語論文執筆サポートなど、多様な支援制度を検討する必要が出てきている。

③ 理論と実務の架橋を図る教育内容の提供（専門職学位課程）

法科大学院、専門職大学院とも、大学設置基準第21条の規定に準じて実施していくおり妥当である。法科大学院では、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（文部科学省告示第53号）に従い、1年間の履修上限単位数を定めている。履修上限単位数は2009年度以前入学者は各年次とも36単位であるが、2010年4月1日施行の省令改正に基づき、2010年度以降入学者は1年次42単位、2年次36単位、3年次40単位とした。なお、再履修科目についても、年間履修制限単位数に組み込んでいる。

法科大学院では、豊富な社会経験を持つ社会人の受入れを積極的に行っている。本法科大学院では、専門法曹養成のための基礎教育として、①企業法務、②知的財産、③ジェンダー、④環境、⑤医事・生命倫理、の5分野の充実を図っている。社会人の場合、これらの科目が充実していることを理由に入学志願する者が多く、本学の大きな特色である。

ガバナンス研究科は、①危機管理や都市問題、環境問題、地域振興政策福祉政策など、「安全で快適な住民生活の実現」という住民にとって身近な問題から出発し、課題の解決に向けて、②協働・協治（ガバナンス）の自治体行財政改革を構想し、自治体改革を経て、国政の変革、さらに国際連携・国際協力をめざすもので、③その担い手は、議員、首長、公務員、議員、NPO・NGO等の職員、会社員、プロフェショナル（建築士・行政書士・

税理士等々の士業人、保健師等の師業人)、政治・行政の担い手をめざす学卒者である。④そのための研究・学問分野として「公共政策学」がある。具体的には、公共政策の形成・展開過程に即して、院生に分かりやすく、また政策創造能力・政策実施能力・政策評価能力が涵養されるよう、カリキュラム(教育課程)が編成されている。中核的な科目群として、政策科学科目群(A群)、その背景・基盤をなす教育分野として国際政策科目群(B群)、公共経営科目群(C群)、法律技術科目群(D群)がある。A～Dの科目群の基礎的知識を踏まえ、政策分野研究(G群科目)及び特別・特殊研究(H群科目)の応用教育にいたる課程を用意している。

グローバル・ビジネス研究科では、基礎から応用に向けて学習レベルを上げていく工夫がなされているほか、「専門科目群」ではファイナンス、グローバル複合、リアルエステート、マネジメント、アカウンティング、マーケティングの6領域が設定され、学生が自らのキャリアパスを想定して専門的知識を修得できるようにしている。長所として、主要科目については、講義科目に演習科目を付加して、前者で理論を学び、後者で実務的問題に接近している。また、ケーススタディ、ワークショップなどの科目が多く実務と理論との接合が図られている。また、院生が幅広い分野の基礎を修得する機会を提供することを目的に、2012年度より全ての領域をカバーするオムニバス形式の科目「MBA基礎論」を開講する。

会計専門職研究科の授業は、科目の特徴に応じて講義形式と演習形式に区別し、半期履修制の導入により学生の習熟度を早期かつ段階的に把握して学習効果をより高める工夫をしている。講義形式の授業は1クラス20名～40名で編成し、少人数によるきめ細かい指導を行っている。演習形式の授業(各系に配置された「ケーススタディ」、「論文指導Ⅰ」および「論文指導Ⅱ」)のうちの「ケーススタディ」は、1クラス最大20名で教員と学生の双方向による授業を行っている。ケーススタディでは教育方法としてのケースメソッドに基づく事例を通した分析力と討議力、およびプレゼンテーション能力の涵養と向上を図っている。「論文指導Ⅰ」と「論文指導Ⅱ」は修士論文を作成するための授業で、教員と学生が対面形式によるゼミ方式の授業として行っている。また、高度会計専門職業人を養成するために、研究者教員としても純粋に理論を研究対象とするのみではなく、会計基準または監査基準の設定者として制度形成にかかわっている研究者教員や、公認会計士として長年実務に携わってきた研究者教員を擁し、理論教育に偏しないよう配慮している。さらに、実務の最先端の講義を行うべく、それぞれの学問分野で豊富な実務経験を備えた実務家教員4名も擁している。経済界からの兼任講師の任用も積極的に進めており、現在4名擁している。

④ 国際的な教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

○ 修士課程・博士課程

国際的なレベルで活躍できる研究者・高度専門職業人を育成することは、大学院に課せられた重要な社会的責務である。大学院においては協定校留学、認定校留学制度の他、「ルノ一財団プログラム」、「日仏共同博士課程プログラム」などの制度がある。今後、理系はもとより文系の研究科においても、大学院学生には研究成果を外国語によって発表する必

要性が増えるので、大学院全体の共通科目として研究科間共通科目を設置し、国際系科目群では英語による授業を実施している。

また、各研究科・専攻単位の組織的な国際交流の展開が活発になってきている。文学研究科の「複眼的日本古代学研究の人材育成プログラム」（文部科学省大学院G P採択プログラム）（資料4-2-1院）により、韓国の高麗大學校、慶北大學校、アメリカの南カリフォルニア大学等の協力のもと、共同授業や研究調査プログラムの実施、北京大学や中国社会科学院などからの研究者招聘・学術研究交流会開催など、教育研究交流を推進している。政治経済学研究科の「危機管理行政の研究・実務を担う人材の育成」（文部科学省大学院G P採択プログラム）においても、海外の大学等との研究交流が行われている。

経営学研究科では、国際カンファレンスを開催し、カードィフ大学（英国）から教員及び大学院生が参加し学術研究交流を実施した。また、ソウル国立大学経営専門大学院（韓国）との協力協定書及び学生交流計画の実施に関する覚書を締結した。

理工学研究科建築学専攻においては、「設計スタジオ」の授業において、国際ワークショップに参加することにより、国際的視野を養っている。

その他の研究科においても、国際シンポジウムの開催など、グローバルな教育研究交流を実施し、国際化を推進している。

○ 専門職学位課程

ガバナンス研究科は、英語授業のみで修了可能なカリキュラムを編成しており、マレーシア政府派遣留学生や国際協力機構（JICA）が実施する人材育成支援無償（JDS）事業による留学生等、海外の行政官を中心とした留学生を2006年より受け入れている。留学生には英語による講義、演習科目のみで40単位を充足することができ、1年次から留学生個々人について指導教授が配され、外国生活に早く慣れるよう配慮されている。外国人留学生については、現時点では政府派遣留学生、国費留学生に等に限定しており、目的意識・経済的基盤に問題ないと考えられる。また、留学生ラウンジにおけるきめ細かい対応は、学業生活を進める上で大きな支えになっている。

グローバル・ビジネス研究科では、2012年度より国際認証機関による認証獲得や英語コースの新設等、グローバル戦略の具体的な検討に入る予定である。

会計専門職研究科は、一般入学試験区分において合格した者のみを受け入れている。

⑤ 国内外の大学院との組織的な教育研究交流の状況

○ 修士課程・博士課程

グローバル化著しい現代において、本学が国際社会に貢献し、その評価を高め、国際舞台で活躍する人材を育成するためには、世界に向けた学術研究成果の発信と国際的な教育研究交流により、国際的な教育研究拠点を形成することが重要である。各研究科は、文部科学省のグローバル30や大学院G P等の支援事業及び本大学院の学内G Pプログラムによる事業等により、研究科・専攻単位での国際的な学術研究交流を行っており、大学院の国際化が加速している。学生交流においては、特に大学院レベルでの交流を活性化する必要がある。これまで、学部間協定において大学院生の交流を行ってきたが、研究科を主体とする協定締結についても進めていく必要がある。

全学報告書

経営学研究科においては、2010年度から、マレーシア工科大学とのダブルディグリー・プログラムを実施している。また、2010年度に、ソウル国立大学経営専門大学院（韓国）と協力協定及び学生交流計画の実施に関する覚書を締結した。その他の海外の大学とも、教育研究交流推進のため、協定締結に向けた協議を進めており、国際的な交流が進展している。

文学研究科及び政治経済学研究科においては、大学院G P採択プログラムにより、国内外の大学・研究機関との教育研究交流が活発に行われている。

国内の大学院との交流については、首都大学院コンソーシアムや各研究科の単位互換協定により行っている。

○ 専門職学位課程

ガバナンス研究科では、海外との教育研究交流の推進と日本文化についての理解を広げる趣旨で、前述の通り2006年度から発展途上国の外国人留学生を受け入れている。また、2011年度は国際大学との単位互換協定、またバーミンガム大学から外国人教授を招聘し、国際基督教大学と合同のセミナーを実施した。また法政大学大学院政策創造研究科との合同シンポジウムを開催し、相互補完的な交流が行われている。

会計専門職研究科では、カナダ・トロントのYORK大学シューリック校(Schulich School of Business)とYORK大学英語研修所(York University English Language Institute: YUELI)との間で「明治—ヨーク国際会計プログラム（国際会計研修）」を実施している。このプログラムの参加者数は、2006年度17名、2007年度13名、2008年度は11名、2009年度は7名である。2010年度及び2011年度については、参加者数が少ないため未実施とした。なお、国際性の涵養の不可欠性を鑑み、課外講座としての海外教育機関との連携を図るべく、本年度は延世大学経営大学校（大韓民国ソウル特別市）との共同によるIFRS（国際財務報告基準）に関するワークショップの毎年開催のために試行的に学生および教職員の派遣を行った。本派遣の成果は想定以上のものであったことから、2012年度からは正規企画として実施する旨、本研究科と相手機関との間での覚書の締結に至っている。

3 評価

以上の各点検・評価項目の現状説明について、以下の視点に沿って、「大学基準」及び本学の掲げる目的・目標の達成状況を評価するとともに、効果が上がっている事項、改善すべき事項として明らかになった事項を記述する。

- ① 教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程や教育内容の適切性を明確に示しているか（明確に示す仕組みはあるか、機能しているか）。特に学生の順次的、体系的な履修に配慮しているか。
- ② 教育課程の適切性を検証はどのように行っているか。責任主体、権限、手続きを明確にし、定期的に適切な検証を行い、どのように改善につなげているか。

(1) 効果が上がっている点

- ・ 文部科学省大学院G Pの採択、本大学院学内G Pプログラム及び教育振興費の導入により、

大学院教育改革を推進しており、近年、特に人文・社会科学分野で博士学位（課程博士）授与者が増加傾向にある。

- ・国際化を加速度的に進めており、経営研究科とマレーシア工科大学とのダブルディグリー・プログラムの実施や研究科を主体とする協力協定の締結など具体的な成果が上がっており、2012年度には単位取得者がいる予定である。

(2) 改善すべき点

- ・特に博士後期課程において、課程制大学院の趣旨に沿ったコースワークの充実、複数指導体制の導入等、更なる教育体制の強化が必要である。
- ・各研究科において、国際交流が盛んになってきているが、今後、研究科が主体となる協定締結等、さらに国際交流を推進するためには、海外の研究者、学生を受入れるための環境整備（物理的な環境整備と留学生支援制度の充実）とあわせ、事務体制の強化が必要である。
- ・近年、協定校からの交換留学生受入数は増加しているが、本学からの協定校留学・認定校留学については全体的に活発とは言えない。留学中の研究指導・演習科目の取扱いなどの課題を整理し、留学しやすい制度を整備することにより、積極的に留学を支援する体制が必要である。
- ・国内他大学大学院における履修制度については、「首都大学院コンソーシアム」や研究科ごとに締結した、単位互換協定制度がある。しかし、全般的にその交流については活発と言えず、活性化の方策、もしくは単位互換のあり方の見直しが必要である。
- ・「明治一ヨーク国際会計プログラム（国際会計研修）」は、会計専門職研究科の教育目標を達成するために重要な施策であるので、より多くの学生が参加を希望する魅力あるプログラムを作成するべく、早急な問題の拾上げとその対応が必要である。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・シラバス、履修指導、コースワークの充実、学位取得のガイドラインの具体的な設定などを通して組織的な教育・研究指導体制を整備し、博士前期課程・後期課程における年限内での各学位の取得を目指す。
- ・院生の研究支援をいっそう充実させるとともに、支援プログラムへの申請を通じて早い段階から競争的資金申請への意識を高めていく。
- ・ポストドクターの就職、研究継続への支援として、助教制度のいっそうの拡充を目指す。
- ・学術振興会特別研究員の申請数、採択数、受入数を増やすための具体的な支援策を大学院委員会で検討する。
- ・「首都大学院コンソーシアム」や単位互換制度を活性化するため、大学院生への制度の周知徹底や指導教員を通じた指導により、他大学への派遣学生数の増加を図る。
- ・国際化の進展に対応するため、事務体制を含めた推進体制の整備を行う。
- ・国際会計研修については、より多くの学生が参加を希望する魅力のあるプログラムの作成が不可欠であるので、現在対策委員会を立ち上げ、問題の拾上げをするとともに、研修を実施する時期及び場所などについて検討している。

(1) 長中期的に取り組む改善計画

- ・国際的教育研究拠点形成のため、研究科間共同によるイングリッシュ・トラック（英語による授業・研究指導）の構築について、推進体制の整備を行う。

5 根拠資料

資料4－2－1院 明治大学大学院ホームページ

<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~jkodaken/>

[IV-3 教育方法]

1 目的・目標

博士課程・修士課程では、各研究科の人材養成その他教育研究上の目的を達成するため、各研究科・専攻の特色を活かし、講義・演習・実験・実習及び研究指導を適切に配置し、教育効果を高めることを目標とする。また、大学院進学者の多様化に対応し、教育方法、研究指導方法の改善を図り、最良の教育を提供し、社会の幅広い分野で活躍する人材を育成することを目標とする。

法科大学院では、法曹としてふさわしい豊かな人間性と高い倫理観及び創造的な思考力を涵養するとともに、幅広い教養と専門的な法知識を教授し、並びに法的諸問題を解決するための能力向上に必要な実践的教育を施すことにより、社会的、国際的に活躍し得る優れた資質と能力を有する法曹を育成することを目的としている。

ガバナンス研究科ガバナンス専攻は、公共政策学の研究と教育を通して、地域住民と自治体による政策創造を支援するとともに、地域の政治・行政、国際協力等に携わる議員・首長、公務員、NPO・NGO職員、民間企業職員、プロフェショナル(建築士・行政書士・税理士等々の士業人、保健師等の師業人)ならびにこれら公共政策分野に関心をもつ公務員志望の学卒者および政府派遣留学生・国費留学生・政府開発援助長期研修生等の外国人留学生を対象に、高度な専門知識と国際的な視野を備えた職業人を育成することを目的とする。

グローバル・ビジネス研究科では、実務教育の特色を出し、これを実行していくために、科目構成において専門性と多様性を確保している他に、実践を訓練する科目を設置し、さらにその学習効果を考えて情報機器やメディア教室を利用した授業を行っている。これにより獲得した知識を現実に応用する知恵、論理を導く知恵を醸成することを目的としている。

会計専門職研究科として、公認会計士を目指す学生に、会計に関する高度の専門的知識と技能を習得させることを教育上の目標としているが、単にそれだけにとどまらず、学生が、本研究科の教育を通じて、高度会計専門職業人として職業倫理に根ざした思考を行い、高い職業的価値観を有し、これらに基づいて、会計に関する論理的な判断を行うことができるようになることが教育上の大きな目標である。本研究科は、こうした人材を育成することにより、もって社会に貢献することを目的としている。

2 現状（2011 年度の実績）

（1）教育方法および学習指導は適切か。

① 教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用

大学院の授業形態は、研究指導のほか、少人数の講義・演習形式が中心である。また、研究科・専攻によっては、その教育内容の特性から、実験・実習科目を適切に設置している。各研究科のカリキュラムや研究科間共通科目は、大学院学則別表1、1の2、1の3で定めており、それらの授業科目の単位計算については、大学院学則第23条に定めるところにより、適正に運用されている。

法科大学院における授業形式には、講義形式、演習形式、実践形式がある。講義形式では、一クラス50名を標準として、体系に則って双方向授業が行われる。演習形式では、一クラス20名を標準として、課題別にケース・メソッドやソクラテス・メソッドによる双方向・多方向授業が展開される。「法情報調査」、「法文書作成」、「模擬裁判」などの授業は実践形式で行われる。以上のように授業科目の形式によって適切な教育方法を行っている。

ガバナンス研究科及びグローバル・ビジネス研究科では、教育効果を上げるために、授業のクラスサイズに配慮し、基本的に小教室の授業形式をとっている。また、教員はメールアドレスを公開し、授業内だけでなく、授業外での個別指導の実施にも力を注いでいる。

会計専門職研究科は、設置している科目を財務会計系、国際会計系、管理会計系、監査系、企業法系、租税法系、経営・ファイナンス系の7系列及び共通科目に編成し、かつ、それぞれの系内で、各科目を「基本科目」、「発展科目」及び「応用実践科目」に分類することで、学生の教育ニーズと修学レベル、学術の発展動向、社会からの要請等に適合した履修を可能にしている。各科目は、それぞれの特徴により、講義形式と演習形式に区分して授業を行っている。講義形式の授業は1クラス20名～40名で編成している。演習形式の授業のうち「ケーススタディ」は、1クラス最大20名で教員と学生の双方向による授業を行っている。また、

「論文指導Ⅰ」及び「論文指導Ⅱ」は修士論文を作成する授業で、ゼミナール形式により教員と学生の双方向による授業を行っている。また、正規の授業のほかに、学生が昨今の会計及び監査等の諸基準や諸規定の頻繁な改訂を十分理解できるように、本研究科に教育補助講師を配し、正規の授業とは別に、教育補助講師による「簿記演習補講」・「原価計算演習補講」の講義を各週2コマ行っている。このほか、教育補助講師は、専用の教育補助講師室にて待機し、学生からの質問や学習相談等に対応している。さらに、年に5回程度、特別講義として、各界の第一線で活躍されている学者、公認会計士、経済人等を招き、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した講義を行っている。これらは正規の授業外のものであり、学生の多様なニーズに対応しようとして本研究科独自で実施しているものである。

② 履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

大学院においては、履修単位数の上限設定は基本的に行っていない。大学院生は、各自の研究計画に基づき、指導教員の指導のもと履修計画書を作成・提出しており、履修科目の適切性が担保されているため、特に教育上の問題はない。また、学習指導・履修指導については、指導教員による指導のほか、新入生・在学生ガイダンスにより組織的に実施されている。

法科大学院では、1年間で履修できる単位数の上限を2009年度以前入学者は各年次とも

36 単位、2010 年度以降入学者は 2010 年 4 月 1 日施行の省令改正に基づき、1 年次 42 単位、2 年次 36 単位、3 年次 40 単位としている。

ガバナンス研究科では、2 年間以上在籍し、40 単位以上の単位を修得とすることが修了要件で、1 年間に履修できる単位数の上限は 36 単位としている。

グローバル・ビジネス研究科では、2 年間以上在籍し、基礎科目群から 6 単位を含む 46 単位以上の単位を修得することを修了要件としている。1 年間での履修上限単位数は 36 単位に制限しているが、さらなる学習を望む学生には聴講も認めている。

会計専門職研究科では、2 年間以上在籍し、56 単位以上の単位を修得することを修了要件としているが、1 年間で履修できる単位数の上限を 36 単位に制限している。なお、このほか再履修用に 6 単位を認めている。

法科大学院の教育は、学生一人ひとりの学力をプロセス的にフォローし、それを引き上げることを目的とするが、それは「手取り足取り教育」ではない。目指すところは、学生が「自ら学ぶ」ことを大前提としつつ、その潜在的能力を引き出す教育である。本法科大学院の教育は、司法試験の受験対策的な指導とは一線を画するものである。

③ 研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導（修士・博士課程）

大学院においては、各人の研究テーマに基づき、指導教員による履修指導と研究指導が行われている。研究指導は、学位論文作成を念頭に置き、計画的に、適切に実施されている。なお、学位取得のプロセスについては、各研究科の学位取得ガイドラインに示されている。

④ 実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導（専門職学位課程）

21 世紀の法曹は、社会に生起する諸問題について、単にその法的側面を切り取ってその専門的意见を述べるだけ (legal opinion teller) では足りず、その問題をあらゆる側面から検討し、妥当な全面的解決をもたらす者 (all-purpose problem solver) でなければならない。そのためには、深い専門的法知識を前提としつつも、鋭い洞察力と独創的な思考力によって問題にアプローチできる者でなければならない。このような資質と能力を涵養するために、法科大学院では、単なる理論的教育では足らず、理論に裏打ちされた実践的教育が必要であり、このような資質と能力を有する法曹を育成できるよう、教育を行っている。

ガバナンス研究科は、①危機管理や都市問題、環境問題、地域振興政策福祉政策など、「安全で快適な住民生活の実現」という住民にとって身近な問題から出発し、課題の解決に向けて、②協働・協治（ガバナンス）の自治体行財政改革を構想し、自治体改革を経て、国政の変革、さらに国際連携・国際協力をめざすもので、③その担い手は、議員、首長、公務員、議員、N P O・N G O 等の職員、会社員、プロフェショナル(建築士・行政書士・税理士等々の士業人、保健師等の師業人)、政治・行政の担い手をめざす学卒者である。④そのための研究・学問分野として「公共政策学」がある。具体的には、公共政策の形成・展開過程に即して、院生に分かりやすく、また政策創造能力・政策実施能力・政策評価能力が涵養されるよう、カリキュラム（教育課程）が編成されている。また、政策研究（G 群）として実践的な手法を学ぶ科目を多数設けることで、理論と実践の融合を取り組んでおり、実務家の兼任講師やゲスト講師の招聘などにより、実務教育の充実化を図っている。

グローバル・ビジネス研究科では、学生の各々が想定するキャリアパスなどを考慮して、

入学前の新入生履修指導、入学後のオリエンテーション、学生の要望に応じた個別相談などによって緻密な履修指導を行っている。さらに、ランチョンセミナー（月2回）や懇親会、シンポジウム、ビジネスコンテストなど学生と教員との交流を盛んにすることによって、高度専門職業人に向けた能力の涵養に努めており、このことが学生を惹きつける魅力となっている。また、ケーススタディやワークショップなど実践的な手法を学ぶ科目を多数設けることで、理論と実践の融合を取り組んでおり、実務家の兼任講師やゲスト講師の招聘などにより、実務教育の充実化を図っている。

会計専門職研究科では、演習形式の授業として各系に配置された「ケーススタディ」では、受講生を1クラス最大20名に抑え、教員と学生の双方向による授業を実施している。「ケーススタディ」では、学生に、監査事務所等で行われているOJTに匹敵する実践的教育を行い、会計に関する高度の専門的知識と技能を習得させるために、教育方法としてのケースメソッドに基づく事例を通した分析力と討議力、さらにはプレゼンテーション能力の涵養と向上を図っている。また高度会計専門職業人を養成するために、研究者教員としても、純粹に理論を研究対象とするのみではなく会計基準または監査基準の設定者として制度形成にかかわっている研究者教員や長年公認会計士として実務に携わってきた研究者教員を擁し、理論教育に偏しないよう配慮している。さらに、実務の最先端の講義を行うべく、それぞれの学問分野における豊富な実務経験を備えた実務家教員も擁している。また、会計、監査、ならびに経営実務の最前線で活躍されている方々を兼任講師として委嘱し、積極的な教育を行っている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

① シラバスの作成と内容の充実

学内ポータルサイト「Oh-o! Meiji システム」のクラス・ウェブにより、学生、教職員、学外者への公開を可能としている。

シラバスに関し、2007年度の認証評価結果において「全学部・研究科において、シラバスは一定の書式で作成しているが、授業内容の記述について、精粗がみられ改善が望まれる。」という助言が付され、改善に努めている。また、「成績評価基準をシラバス等に明示していないので改善が望まれる」との助言に対応し、2009年度から、博士後期課程のシラバスの書式を変更し、博士前期課程と共に通書式にすることにより、成績評価方法及び基準を明示している。

法科大学院では、学年のはじめに詳細なシラバスを配布しており、「授業の概要・到達目標」、「授業内容」、「履修の注意・準備学習の内容」、「教科書」、「参考書」、「成績評価の方法」があらかじめ学生に周知される方策を講じている。

ガバナンス研究科では、院生の受講判断資料となっているシラバスについては、①授業の概要・目的、②開講回数・開講日毎の授業内容を具体的に明記し、③履修の注意点、④教科書・参考書、⑤成績評価の方法その他の記述により、教員相互間での講義内容の重複の回避、補足・展開を可能にしており、さらに前年度の講義内容の見直しと進展、教材資料開発の要否等の判断材料となっている。

グローバル・ビジネス研究科では、講義回ごとの内容までを詳細に記載している。そこに

は「授業の概要・目的」, 「授業内容」, 「履修の注意点」, 「教科書」, 「参考書」, 「成績評価の方法」, および「その他」という記述欄を設けており, ビジネススクールとして, 各科目の初回にはビジネス倫理に触れることを明記の上, 実施するよう教員に周知している。

会計専門職研究科では, 授業内容を詳細に示すシラバスが作られている。そこには「授業の概要・到達目標」, 「授業内容」, 「履修の注意・準備学習の内容」, 「教科書」, 「参考書」, 「成績評価の方法」, 及び「その他」という記述欄が設けられ, また授業方針が詳細に記入されるようになっている。なお, シラバスは1年に1回見直しが行われている。

② 授業内容・方法とシラバスとの整合性

シラバスには, 授業概要のみならず, 各回のテーマを記載することにより, 教員及び大学院生が相互に授業が適正に行われていることをチェックできるよう配慮している。また, 受講者の研究テーマを確認のうえ, より適正なテーマを扱うよう柔軟に対応している。全般的に授業内容・方法とシラバスとの整合性は保たれている。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

① 厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）

○ 修士課程・博士課程

大学院の授業は, 少人数での演習・講義形式のものが多く, 平常の発表・議論への参加などの平常点やレポート, 試験など, 適正に評価が行われている。なお, 成績評価方法は大学院便覧に記載することにより, 受講者に予め明示している。G P A得点を算出し, 成績評価に公平性と信頼性を保っている。履修科目登録については, 各人の研究テーマに基づき, 指導教員による指導, 助言により, 適切に行われている。

○ 専門職学位課程

法科大学院では, 適性試験成績, 入学試験成績, 在学時の学業成績, 新司法試験合格の有無を連動した検証を行っており, 在学時の学業成績（必修科目的G P A）が高い者が司法試験に合格する傾向があることから, 法科大学院での教育の実効性を確認している。ガバナンス研究科, グローバル・ビジネス研究科及び会計専門職研究科において, 成績評価, 単位認定の基準及び方法は, あらかじめシラバスに記載され学生に周知されている。各教員は, シラバスに記載したこの基準及び方法にしたがって, 受講生の成績を評価している。本研究科における学業成績の評価方法は, 評点のうち, 100~90点をS, 89~80点をA, 79~70点をB, 69~60点をC, 59~0点をF, 未受験をTと評価している。合わせて導入しているG P A評価については, S=4, A=3, B=2, C=1, F=0, T=0の各得点を換算することで学生ごとにG P A得点を算出し, 厳正に評価している。

② 単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

○ 修士課程・博士課程

単位の認定は, 平常点, レポートなど総合的に成績評価を行うことにより, 適切に行っている。課程修了の要件についても, 法令を遵守し, 教育目標に適合した在学期間, 単位数となっている。また, 優秀な大学院生には, 早期に研究者として自立する機会を与える目的で, 標準修業年限短縮制度（資料4－3－3院）を有効に適用している。この制度については, 各研究科において, 学力や研究計画の審査, 論文提出までの中間成果報告など

について内規を定め、厳正に運用している。

○ 専門職学位課程

法科大学院では、以下のとおり、厳格な成績評価基準が設定されており、各科目の成績評価方法が客観的で公正であるように、教員間の検討が行われている。また、以下の成績評価基準・成績分布基準等は、法科大学院要項において、学生に事前に開示されている。各科目の成績評価方法は、シラバスによって事前に学生に示され、それに従った成績評価が行われている。

ガバナンス研究科及びグローバル・ビジネス研究科では、S (90~100点), A (80~89点), B (70~79点), C (60~69点), F (0~59点) の5段階で評価を行っており、C以上の成績を修めることが単位修得の条件となる。成績評価項目としては、①「授業への出席状況」、②「討議への参加状況」、③「レポート等の報告」などであり、項目毎にその割合について明示している。また、特にガバナンス研究科では10名を超える授業においてS評価は履修者の20%以内に収めるなど厳格な成績評価を行っている。

会計専門職研究科では、成績評価、単位認定の基準および方法は、あらかじめシラバスに記載され学生に周知されている。

学生には、常に適度の緊張感をもって学業を修得させる必要があることから、成績評価において成績が悪い一定割合の学生に単位を与えない方式を導入（「ケーススタディ」等の一部の科目を除く。）している。この方式により、学生は適度の緊張感をもって授業に臨み、予習・復習や、中間考査と期末考査において真摯に学業に向き合う環境になっている。なお、本研究科では、筆記試験によって成績を評価することにしており、レポートによる成績評価は実施していない。以上の成績評価や単位認定方法は、兼任・兼担教員等の外部教員も含めた各年度の授業開始前に開催している教員連絡会においても説明し、それらの周知徹底を図っている。

③ 既修得単位認定の適切性

入学前の既修得単位の認定については、主に学部在籍時に「先取り履修制度」で修得した単位や科目等履修生として修得した単位を認定している。また、他研究科や単位互換協定を締結した他大学院、外国の大学院等での修得単位の認定については、教育効果を十分踏まえた上で、大学院学則第30条の2及び第43条の4に従い、各研究科のカリキュラム、授業内容に基づき、当該研究科において適正に審査、認定している。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

○ 修士課程・博士課程

大学院におけるFDに関して、2007年度認証評価結果において「大学院では、FD及び履修指導に関する各種の組織的取り組みが十分に行われておらず、改善が望まれる」との助言が付された。これを受け、大学院では、大学院教育改革推進委員会において、授業及び研究指導の内容及び方法の改善(FD)に組織的に取り組んでいる。これまで、学内外で開催される講習会や懇談会、講演会等への参加や、多様化・複雑化する大学院生による学生相談に適切に対応するため、学生相談室事務長による事例報告及び意見交換会を実施してきた。ま

た、大学院教育懇談会を開催し、大学院長スタッフ、各研究科執行部、兼任講師の参加のもと、ハラスマント対策に係る講演や事例報告、参加者による意見交換、情報交換（資料4－3－4院）を行なった。

また、大学院生の意見を有効に大学院教育研究の改善に結び付けるため、毎年、各研究科生協議会役員と大学院長スタッフとの懇談会を開催し、教育・研究・施設面での要望をヒアリングする機会を設けている。各研究科固有の課題については、研究科執行部と当該研究科院生協議会との懇談会により対応している。

なお、学生による評価アンケートは、博士前期（修士）課程修了予定者を対象に実施している（資料4－3－5院）。

○ 専門職学位課程

法科大学院では、組織的な取組みとして、①年2回、全教員を対象に終日開催する「FD研修会」、②年4回程度、教授会終了後に開催する「ランチョンミーティング」、③チーム教育を実現する手段として各グループで開催する授業のための打合せ、④各学期2週間にわたり実施する「授業相互見学」、⑤各学期実施する科目ごとの「授業評価アンケート」、⑥新入生に対して実施する「教育に関するアンケート」、⑦年2回、学生有志と教員による「学生の意見を聞く会」、⑧修了生による「司法試験意見交換会」がある（資料4－3－6院）。これらを通して、教員は専門分野を深め、法科大学院教育への知見を広げるとともに、教育について改善すべき点を今後の授業運営に反映させている。

ガバナンス研究科及びグローバル・ビジネス研究科では、1年に2回、学生による授業評価アンケートを行っている。その結果は教授会で改善方法が議論され、特にグローバル・ビジネス研究科においてはその結果を在学生へ公開周知している（資料4－3－7院）。また、アンケート結果は科目担当教員へ通知し、今後の授業の改善につなげるよう促している。

会計専門職研究科では、1年に2回、学生による授業評価アンケートおよび研究科に係るアンケートを実施している。学生による授業評価アンケートには、マークシート方式による客観的評価部分と自由記述部分がある。前者の結果は、学生やすべての教員（専任、特任、兼任、および兼任教員）を含め、一般に公開している。また、後者も含めたすべてのアンケート結果は教授会メンバー全員に開示し、今後の授業の改善につなげるようしている。学生による授業評価アンケートは、各期におけるそれぞれの科目の最終の授業時に実施するが、担当教員はアンケート用紙を配布するだけにとどめ、回収および事務室への提出は出席学生に委嘱している。これにより、記述および回答の秘匿性を確保している。また、研究科に係るアンケートについては、教授会において内容を議論し、回答を取りまとめたうえで、その回答を学生に公開している。本研究科では、こうした2種類のアンケートを積極的に活用することによって、教育の改善を図っている（資料4－3－8院）。

3 評 価

以上の各点検・評価項目の現状説明について、以下の視点によって、「大学基準」及び本学の掲げる目的・目標の充足状況を評価するとともに、効果が上がっている事項、改善すべき

事項として明らかになった事項を記述する。

- ① 教育課程の編成・実施方針に基づき、適切な教育方法や学習指導を行っているか。
- ② シラバスは学生の主体的な学修を促すものとなっているか（予習復習の指示、1単位について45時間の学修の明示）。
- ③ シラバスに基づいた授業を展開しているか、シラバスに基づく授業を展開するために、明確な責任体制のもとで恒常的な検証を行い、改善につなげているか。
- ④ 教育内容・方法等の改善を図るための検証はどのように行っているか。責任主体、権限、手続きを明確にし、定期的に適切な検証を行い、どのように改善につなげているか。

(1) 効果が上がっている点

- ・ 大学院博士課程では、設置の趣旨、各研究科の教育目標に基づき、授業は適切な携帯・方法で実施されている。
- ・ 会計専門職研究科では独自にキャリアコーディネータを配置している。当該職の内容は、在学生の進路に関する相談、指導、支援ならびに監査法人や企業との連携等であるが、同時に修了生の進路状況に関する情報の収集等、研究科としてのキャリア形成支援体制としても寄与している。

(2) 改善すべき点

- ・ 教育内容・方法の改善（FD）について、大学院に適した検証方法の検討・導入により、さらに効果的に実施する工夫が必要である。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- ・ 全大学院生を対象とした授業評価アンケートの実施も含め、教育内容・方法について検証を行う。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- ・ 教育目標を達成するため、本大学院における教育が適切かつ効果的に実施されていることを定期的に検証するシステムを構築し、大学院生の満足度を向上させる。
- ・ 会計専門職大学院に関しては、修了生の申請をもって公認会計士試験短答式試験科目免除（企業法を除く）の措置がとられ、それを受けた短答式受験および論文式受験（短答式試験合格者対象）となることから、修了者の進路先等に関する状況把握および進路先等における評価や活躍状況の把握を行う体制の整備において若干の課題が残されているといわざるを得ない。今後は修了生との緊密な連携およびそのための体制整備に努めるとともに、監査法人等の進路先との連携体制の整備を進めることにより、修了後の実態把握に努めるよう具体的な施策の検討を図る必要がある。

5 根拠資料

資料4-3-1院 各研究科シラバス

資料4-3-2院 研究科間共通科目シラバス

資料4－3－3院 標準修業年限短縮制度 大学HP

http://www.meiji.ac.jp/seikei/govern_special/skip.html

資料4－3－4院 大学院教育懇談会メモ

資料4－3－5院 大学院各研究科「学生による評価アンケート」結果

資料4－3－6院 法科大学院で実施しているF D活動に関する資料

資料4－3－7院 ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科で実施しているF D活動に関する資料

資料4－3－8院 会計専門職大学院で実施しているF D活動に関する資料

[IV－4 成 果]

1 目的・目標

「教育」においては、建学の精神である「権利自由・独立自治」のもと、「個」を強くし、多様な環境の中でも高度な専門的能力を発揮できる人材、多様な環境の中でもリーダーシップにより「個」を繋ぎ変革を推進できる人材を育成することを目標としている。

「研究」においては、強い「個」とその連携により、専門領域において世界水準の研究成果を創造し、学際的な研究により社会的な課題に対応することを目標としている。

さらに、博士課程・修士課程、専門職研究科の各研究科の教育目標に基づき、適切に学位を授与し、社会の幅広い分野で活躍できる研究者及び高度専門職業人を育成することとしている。

2 現状（2011年度の実績）

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか

① 学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用

○ 修士課程・博士課程

大学院における教育活動の成果の測定は、学位授与状況、就職状況、博士後期課程進学状況、日本学術振興会特別研究員採用状況等が指標となり、経年比較を行っている。文部科学省の大学院G P採択による効果もあり、近年、博士学位（課程博士）授与者数も増加傾向にあり、各研究科の教育目標に沿った適切な成果を挙げているといえる。

○ 専門職学位課程

法科大学院では、適性試験成績、入学試験成績、在学時の学業成績、新司法試験合格の有無を連動した検証を行っており、在学時の学業成績（必修科目のG P A）が高い者が新司法試験に合格する傾向があることから、法科大学院での教育の実効性を確認している。

ガバナンス研究科およびグローバル・ビジネス研究科では、教育効果の評価については、教授会、カリキュラム編成、修士論文審査等のプロセスにおいて教育上の課題を議論し、科目の改変、教育方法の改善等に結びつけようとしている。

会計専門職研究科では、成績評価において成績が極端に悪くなくとも相対的に悪い一定割合の学生に単位を与えない方式（いわゆる相対評価）を導入（「ケーススタディ」等の一

部の科目を除く。) している。この方式により、学生は適度の緊張感をもって授業に臨み、予習・復習や、中間考査・期末考査において真摯に学業に向き合う環境になっている。

② 学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

○ 修士課程・博士課程

修了予定者を対象として、本大学院教育の内容に関する評価アンケートを実施しているが、大学院生・修了生自身による自己評価は実施していない。

○ 専門職学位課程

法科大学院では、司法試験終了後ほどなく、修了生有志による「新司法試験意見交換会」（資料4-4-1院）を開催し、法科大学院カリキュラムや各授業科目の有用性をはじめとする法科大学院教育全般に係わる意見聴取の場を設けている。この会で得た意見は、教授会に報告される。

ガバナンス研究科では、ガバナンス政策研究ネットワークといったガバナンス研究科修了生によるネットワーク支援を行うとともに、シンポジウムを通して修了者・在学生・教員の発表・懇親の機会を設けている（資料4-4-2院）。

グローバル・ビジネス研究科では主にMB Sネットワーク同窓会（資料4-4-3院）と呼ばれる研究科と修了生を結ぶ組織の活動のほか、修了者との懇談会、修了者による研究科同窓会、ゼミ同窓会を通じて彼らの評価や活躍状況が把握されるようになっている。

会計専門職研究科では、修了者への対応としては、在学時と同様のオフィスアワーの開放、本研究科同窓会、教員と在学生との懇親会、あるいは明治大学公認会計士会と在学生との懇談会等への参加を可能とすることにより、修了者の進路先等における評価や活躍状況の把握を行う体制が把握できるように整備されている。また、本研究科独自にキャリアコーディネータを配置することにより、修了者の進路の把握と支援に供している。

③ 修士・博士・専門職学位課程修了者（修了年限満期退学者を含む）の進路状況

○ 修士課程・博士課程

大学院教育の多様化、大学院生数の増加により、大学院修了者の進路は多岐にわたっている。博士前期課程の主な進路として、博士後期課程進学のほか、民間企業、公務員、教員等が挙げられる。博士後期課程修了者の主な進路としては、任期付きの教員・研究職や民間企業の高度な専門職などが挙げられる。また、2011年度から本学においても助教を任用することになり、助手、助教及びポスト・ドクター制度を有効に活用することにより、若手研究者のキャリアパスに有效地に機能することが期待される。

全般的に、大学院修了者の就職については、自然科学分野の研究科では概ね良好な状況にあるが、人文・社会科学分野では必ずしも良好な就職状況とはいえない。留学生の増加に伴い、留学生に対する就職支援についても重要な課題である。

○ 専門職学位課程

法科大学院では、毎年度、95%以上の者が新司法試験を受験する。そのうち、45%（2006年）、40%（2007年）32%（2008年）、31%（2009年）、25%（2010年）、24%（2011年）程度の者が、司法試験に合格している。合格率が制度発足当初想定されていた7～8割を大幅に下回っていることから、全国的に入学定員削減の流れがあり、本学も2010年度入試

から 15%の削減をした。

ガバナンス研究科では、専門職大学院という性質上、学生の多くは就業者であるが、一部は学部から進学してきたものもいる。彼らの内、修了後に公務員志望であったものに対しては公務員講座を独自に開講し支援を行い、2011 年度においては受講生全員が修了時に地方公共団体に就職できた。

グローバル・ビジネス研究科も、専門職大学院という性質上、学生の多くは有職者であり、在学中及び修了後も自らの職場において研究科で学んだことを活かしている。

会計専門職研究科では、修了者へのオフィスアワーの開放、修了者による本研究科の同窓会、教員と在学生との懇親会、あるいは明治大学公認会計士会と在学生との懇談会等に修了者にも参加してもらうことにより、修了者の進路先等における評価や活躍状況の把握を行う体制が把握できるように整備されている。また、本研究科独自にキャリアコーディネータを配置し、修了者の進路の把握と支援に供している。

修了生の進路の把握等については、修了生との緊密な連携及びそのための体制整備に努めるとともに、監査法人等の進路先との連携体制の整備を進めることにより、修了後の実態把握に努めるよう具体的な施策の検討を図る必要がある。

④ 大学教員、研究機関の研究員などへの就職状況と高度専門職への就職状況

助手、ポスト・ドクター制度を有効に活用することにより、若手研究者のキャリアパスに有効に機能することが期待される。また、非常勤講師等により、教歴・業績を積み重ね、常勤職に就くことが多い。なお、2011 年度から、本学においても助教が任用されることに伴い、博士学位取得者のキャリアパスに有効に機能することを期待している。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

① 学位授与基準、学位授与手続きの適切性

○ 修士課程・博士課程

学位の授与は、大学院学則及び学位規程に基づき行っている。また、各研究科では、学位授与の基準・手続きを明確にするため、学位（修士・博士）取得のためのガイドライン及び学位授与方針を定め、学生への周知及び社会への公開を行っており、適切に実施されている。

○ 専門職学位課程

法科大学院では、修了要件（93 単位）のほか、進級制度、退学勧告制度（2009 年度以前入学者）及び退学制度（2010 年度以降入学者）が設けられており、厳格な成績評価と相俟って、安易に修了させないような措置が講じられている。これに加え、成績評価の厳格化、修了認定の厳格化の流れに対応するため、従来の進級条件に加え、2009 年度以降の入学生については、1 年次から 2 年次への進級条件に、必修科目の G P A が 1.4 以上とする条件を付加している。さらに 2010 年度以降入学者は進級要件を満たさないことにより同一年次に引き続き 2 年間（休学の期間は除く）在学する学生が、なお進級できない場合は、その年度末において退学させる、退学制度を導入した。

修了要件ほか、これらの制度については、法科大学院要項やガイダンスにおいて学生に事前に開示されている。また、修了認定は、教務等関係常置委員会、執行委員会の議を経

て、法科大学院拡大教授会において認定を行う手続きとなっている。修了認定基準の内容は適正であり、修了認定の体制・手続も適切に設定されている。

ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科では、「明治大学学位規程」の定めに則り、所定の在学期間を満たし、所定数の単位を修め、かつ、修士論文（専門職成果報告書）を作成したものに「経営管理修士（専門職）」「公共政策修士（専門職）」の学位を授与する。「明治大学専門職大学院学則」第33条に基づき、主査・副査3名の教員による審査を行い、70点以上を合格としている。一連の手続きについては、院生にも周知されている。

会計専門職研究科では、教育の質を確保するため成績評価を厳格に行っているが、学位取得者は、2007年度76名（2008年2月末在籍者82名に対し93%）、2008年度74名（2009年2月末在籍者81名に対し91%）、2009年度82名（2010年2月末在籍者90名に対し91%）、2010年度62名（2011年2月末現在在籍者77名に対し81%）、2011年度55名（2012年2月末現在在籍者73名に対し75%）であり、ほとんどの学生が学位を取得している。このことから、学位授与は適切に行われていると思われる。

② 学位審査の客観性・厳格性を確保する方策（修士・博士課程、専門職学位課程）

○ 修士課程・博士課程

学位論文の受理、審査については、便覧にて周知している学位規程及び各研究科で定めた内規に基づき適正に実施している。審査の客観性・透明性を確保するため、博士論文の要旨及び審査結果の公開、審査委員氏名の公表、学外審査委員の登用、公開報告会の実施など、厳格な審査体制のもと実施している。

○ 専門職学位課程

「明治大学学位規程」、「明治大学専門職大学院学則」第33条に基づき、学位授与、学位審査が行われている。

3 評 価

以上の各点検・評価項目の現状説明について、以下の視点によって、「大学基準」及び本学の掲げる目的・目標の充足状況を評価するとともに、効果が上がっている事項、改善すべき事項として明らかになった事項を記述する。

- ① 教育目標に沿った学習成果が上がっているか。
- ② 学生の学修成果を測定するための評価指標を開発しているか。学生の学修成果を適切に測るように努めているか。
- ③ 学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従っているか。

（1）効果が上がっている点

- ・ ガバナンス研究科では、修了生のネットワークとして「ガバナンス政策ネットワーク」が設立され、教職員、在学生、修了生の交流機会となると同時に、シンポジウムの開催や研究誌の発行等が行われている。また、修了生を中心とした「都市政策フォーラム」や「公共品質マネジメントフォーラム」等の団体が設立され、各種研修会やシンポジウムの開催等、卒

業後の継続的なスキルアップの機会が自立的に生み出されている。議員選挙への立候補・当選する等成果を上げている他、自治体や民間企業からの派遣学生も継続しており評価を得ている。

- グローバル・ビジネス研究科では、「MBS ネットワーク」が設立され、研究科からはメールマガジンを通じて新しい情報の提供、交流、情報交換が行われている。

(2) 改善すべき点

- 指導教員を審査委員としないことや、相談・通報窓口の設置など、学位論文の審査体制を整えることが必要である。
- 円滑な学位授与のため、一部で複数指導体制をとっているが、十分普及していない。
- 特に人文・社会科学系の研究科の修了者（留学生を含む）に対する就職支援の強化を検討する必要がある。
- グローバル・ビジネス研究科では、企業側の価値創造のために人的基盤の確保への視点が弱い点が指摘されており、これは企業派遣の問題だけでなく、社会人が学習することの重要性への社会的な認知に関わる問題であると捉えている。そのため、ビジネススクールを修了することの有用性、有益性を広く社会に発信していく必要がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- 博士課程においては、円滑な学位授与を促進するため、複数指導体制を進めるとともに、学位論文審査に当たっては、学外審査委員の積極的登用を進める。
- 博士課程においては、円滑な学位授与を促進するため、複数指導体制を進めるとともに、学位論文審査に当たっては、学外審査委員の積極的登用を進める。
- ガバナンス研究科では、9月に開催されるシンポジウムおよび懇親会を通しての修了者・在学生・教員の交流機会を継続して進めたい。特に、マレーシア等の国費留学生等の留学生を交えた国際ネットワークの構築に取り組む。
- グローバル・ビジネス研究科では、国際認証機関からの認証評価獲得や英語コースの新設等、「グローバル戦略」を強く進める。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- 博士課程においては、学位論文審査に關し、相談・通報窓口の設置を進める。
- 大学院修了者の就職支援体制を強化する。
- ガバナンス研究科では、外国語教育や実務家教員による授業展開を積極的に取り入れる。

5 根拠資料

資料4-4-1院 法科大学院「新司法試験意見交換会」結果（報告書）

資料4-4-2院 ガバナンス政策研究ネットワークに関する資料

資料4-4-3院 グローバル・ビジネス研究科 MBS ネットワーク同窓会に関する資料

資料4-4-8院 法科大学院 人材養成に関する目的及び教育研究上の目的

<http://www.meiji.ac.jp/laws/outline/aisatsu.html>

全学報告書

資料4－9院 ガバナンス研究科 人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的

<http://www.meiji.ac.jp/mugs2/outline/jinzai.html>

資料4－10院 グローバル・ビジネス研究科 人材養成に関する目的及び教育研究上の目的

<http://www.meiji.ac.jp/mbs/outline/mokuhyo.html>

資料4－11院 会計専門職研究科 人材養成に関する目的及び教育研究上の目的

<http://www.meiji.ac.jp/macss/outline/mokuteki.html>